

発議第 5 号

香芝市施設等建設の調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び香芝市議会委員会条例（平成 4 年条例第 14 号）第 5 条第 1 項の規定により、香芝市施設等建設の調査特別委員会を設置する。

令和 7 年 9 月 22 日提出

提出者

香芝市議会議員

川 田 裕

賛成者

香芝市議会議員

中 山 武 彦

中 井 政 友

吉 田 弘 明

香芝市施設等建設の調査特別委員会の設置について

地方自治法第109条第1項及び香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定により、香芝市施設等建設に関する調査を行うため、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名 称 香芝市施設等建設の調査特別委員会
2. 委員の定数 8人
3. 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び香芝市議会委員会条例第5条第1項の規定に基づくものである。
4. 調査事項
 - (1) 香芝市複合施設、香芝市スポーツ公園、香芝市総合公園、香芝市学校施設及びその他施設（以下「施設等」という。）の建設に係る調査について
 - (2) 施設等の建設に係る今後の予定及び進行について
 - (3) 財政について
 - (4) その他
5. 調査期限 香芝市施設等建設の調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。